

介護用品支給事業のご利用について

佐渡市では、要介護4又は5に該当する高齢者等を介護しているご家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減することを目的として、該当する方に介護用品の支給をしています。

利用要件など

対象者	要介護4・5に該当する方を介護しているご家族
支給品目	紙おむつ・尿取りパッド・清拭剤・介護用手袋・ドライシャンプー *介護用シート・*介護用エプロン・*マスク (*はいずれも使い捨てタイプ) ※ メーカーを問わず自由に選ぶことができます。
支給限度額	市民税非課税世帯 6,000円/月 市民税課税世帯 3,000円/月 ※ 支給限度額を超えた場合、超過した金額は自己負担となります。
対象店舗	別紙「佐渡市介護用品支給事業 協力事業者一覧」をご覧ください。
その他の要件	介護老人保健施設(老健)にひと月すべての期間入所した場合は、支給対象となりません

ご利用の方法

① 市役所高齢福祉課または支所・行政サービスセンター窓口で利用申請

佐渡市役所高齢福祉課または各支所・行政サービスセンターの高齢福祉担当窓口で申請をしてください。
※ 要介護者の介護保険証をご持参ください。

② 利用希望店・受取方法を選択

「佐渡市介護用品支給事業 協力事業者一覧表」から利用を希望する店舗・受取方法(店頭または宅配)を選択してください。

③ 希望した店舗で介護用品を店頭または宅配で購入(申請した月の翌月から受給可能)

※ 毎月「介護用品支給券」を利用希望店に送付します。支給券の利用有効期間は当該月1ヶ月間です。支給券の利用の繰越はできません。

【店頭の方】	お会計の際に「介護用品支給対象者」であることをお店の方へ伝え、受取確認のため「介護用品支給券」へ署名をしてください。
【宅配の方】	希望した店舗に「購入したい品目」・「宅配希望日時」を伝え、受取りの際に受取確認のため「介護用品支給券」へ署名をしてください。

連絡・手続きが必要なとき → 【裏面に続きます】

連絡・手続きが必要なとき

申請後に、要介護者・介護する方の状況が変わるなど、次の事項に該当する場合は、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いします。

連絡がない場合・連絡が遅れた場合は支給を停止またはすでに支給された金額相当分を負担していただく場合があります。

連絡・手続きが必要なとき		必要な手続き
要介護者本人	市外へ転出または死亡 介護老人福祉施設(特養等)へ入所 要介護認定が要介護4・5に該当しなくなった	市役所窓口でサービス終了の手続きをしてください。
	介護老人保健施設(老健)に入所 介護老人保健施設(老健)を退所	市役所へ連絡をしてください。
	医療機関(病院等)に入院 別の医療機関(病院等)に転院 医療機関(病院等)を退院	市役所へ連絡をしてください。 (オムツプランをご利用の場合は、希望店の変更手続きが必要となります。)
介護者	市外へ転出または死亡 住所が変わった(転居など) 世帯状況が変わった(世帯員の増減など)	市役所窓口で変更の手続きをしてください。
その他	受取希望店・受取方法を変更したい 課税状況が変わった(税の修正申告など)	市役所窓口で変更の手続きをしてください。 手続きの翌月から変更となります。

お問い合わせ先

佐渡市役所 社会福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係
各支所・行政サービスセンター 高齢福祉担当窓口

【電話】 0259-63-3790